

【小矢部市】住宅の取得・改良に対する支援制度

担当課	制度名	助成条件等	補助額・融資額	HP	問い合わせ先 電話番号
都市建設課	木造住宅耐震改修等支援事業補助金	【対象となる建物】 ①木造の一戸建て、2階建て以下のもの ②昭和56年5月31日以前に着工して建てられたもの ③在来軸組工法によるもの 【補助の対象】 ①次の②から⑤までの住宅の耐震化のための設計 ②建物全体を改修する工事(W値1.0以上) ③1階だけを部分改修する工事(W値1.0以上) ④1階の主要居室(居間・寝室等)だけを部分改修する工事(W値1.5以上) ※耐震化に向けた第1段階の改修として※ ⑤建物全体を簡易改修する工事(W値0.7以上)	①耐震設計に要する経費の2/3(限度額20万円) ②③④⑤耐震改修工事に要する経費の4/5(限度額100万円)	https://www.city.ovabe.toyama.jp/kurashi/1002358/1002380/1002382.html	0766-67-1760
都市建設課	屋根耐風改修支援事業費補助金	【対象】 令和3年12月31日までに葺いた告示基準に適合しない瓦屋根の住宅において行う屋根の耐風改修工事	対象経費の23%(限度額55万2千円)		0766-67-1760
生活環境課	木質バイオマスストーブ設置推進事業補助金	【対象者】以下の全てにあてはまる方 (1)小矢部市にお住まいの方もしくは、小矢部市に事務所を有する法人・団体 (2)木質バイオマスストーブを設置する建物の所有者又は管理者 (3)市税に滞納がない 【対象となるペレットストーブ】以下の全てにあてはまるもの (1)木質ペレット又は薪、製材端材等を燃料として使用するもの (2)燃料の定量的な供給ができる構造 (3)未使用の木質バイオマスストーブ (4)設置場所が小矢部市内	対象経費の1/3(千円未満切捨/上限10万円)		0766-67-1760
定住支援課	定住促進住宅取得助成金	自らの居住の用に供するために市内において住宅を取得した者(住宅の所有者)であって、当該住宅に入居し、住所を有する者 ・更地に住宅を新築した場合 ・元の住宅を(全て)取壊し、同じ場所に住宅を新築した場合 ・建売住宅を購入した場合 ・中古住宅を購入した(当該住宅をリフォームした費用含む)場合 ※申請及び交付時において、その住宅に現に居住しており、世帯全員の市税等に滞納がないことが条件 ※交付を受けた日以後3年以内に住所の変更や市税等に滞納が生ずるなどのときは、助成金の全額を返還となる場合があります。	建物取得額の10%(1,000円未満の端数は切り捨て) 【限度額】 ①結核して5年以内に市内にて住宅を取得した場合 100万円+児童加算 ②転入して3年以内に市内にて住宅を取得した場合 50万円+児童加算 ※児童加算…同居する中学生までのお子さん1人あたり10万円を加算	https://www.city.ovabe.toyama.jp/kurashi/1001729/1001737/1001740.html	0766-67-1760
定住支援課	空き家・空き地情報バンク活用促進事業助成金	空き家・空き地情報バンクを通じて、売買契約をされた空き家の購入者 ①空き家・空き地情報バンクに登録された物件であること。 ②購入者が、空き家・空き地情報バンクに情報利用登録し、その空き家に居住していること。 ③同一物件について、過去にこの助成金を受けていないこと。 ④同一世帯の方が市税等を滞納していないこと。	建物の売買代金の1/10(限度額10万円)	https://www.city.ovabe.toyama.jp/kurashi/1001729/1001737/1001741.html	0766-67-1760
定住支援課	空き家バンク活用リフォーム補助金	小矢部市空き家・空き地情報バンクに登録のあった住宅を購入し、自らが住むために当該住宅のリフォーム工事を行い住む者	市内業者が施工する50万円以上の工事 対象経費の10%(限度額20万円)	https://www.city.ovabe.toyama.jp/kurashi/1001729/1001737/1001733.html	0766-67-1760
健康福祉課	高齢者が住みよい住宅改善支援事業	市内に引き続き1年以上居住している65歳以上の高齢者又は65歳以上の高齢者と同居する者で、市民税非課税世帯のもの	補助額 補助対象工事費の2/3 46万6千円以内(要支援・要介護認定者以外の方は30万円以内)	https://www.city.ovabe.toyama.jp/fukushikenkou/1002492/1004122/1002496.html	0766-67-8605
社会福祉課	在宅重度障害者住宅改善費補助金	次の要件のいずれかに該当する者 ①視覚又は肢体不自由で、身体障害者手帳(1・2級)を所持している者 ②内部障害を有し、車椅子の支給を受けている者 ③療育手帳Aを所持している者	補助額 所得税非課税世帯:90万円以内 所得税課税世帯:60万円以内(うち、1/3は自己負担)	https://www.city.ovabe.toyama.jp/fukushikenkou/1002525/1002534.html	0766-67-8601
社会福祉課	障害者等日常生活用具給付等事業	下肢又は体幹機能障害3級以上の身体障害者(児)及び難病患者等	20万円以内(但し、原則1割は利用者負担)	https://www.city.ovabe.toyama.jp/fukushikenkou/1002523/1002534.html	0766-67-8601
農林課	おやべの木活用促進事業	(1)一戸建ての住宅(店舗併用住宅を含む。)及びその付属建物(車庫、納屋)であること。 (2)市内で自ら居住するため新築、増改築、修繕又は模様替をするもので、小矢部市産木材を3立方メートル以上使用すること。 (3)建築士が設計した建物(修繕又は模様替をする場合には、その行為を建築士が建築基準に適合していると証明したもの)であること。(4)市税に滞納がないこと。	補助額 小矢部市産木材の使用量1立方メートル当たり2万円(1件当たり限度額50万円とし使用量に1立方メートルに満たない端数があるときは、これを切り捨て)	https://www.city.ovabe.toyama.jp/sangyobusiness/1002748/1002768/1002769/1002776.html	0766-67-1760
上下水道課	合併処理浄化槽設置整備事業補助金	次に掲げる区域において住宅等に合併処理浄化槽を設置する者で、市税等に滞納がないもの ※汚水処理未普及解消につながらない場合は対象外(合併処理浄化槽の更新等) 【補助対象区域】 (1)下水道事業計画区域以外の区域 (2)下水道事業計画区域内のうち下水道未整備区域 【補助対象経費】 ①合併処理浄化槽の設置工事費 ②合併処理浄化槽への転換に伴う単独処理浄化槽の撤去工事費 ③合併処理浄化槽への転換に伴うくみ取り便槽の撤去工事費 ④合併処理浄化槽への転換に伴う単独処理浄化槽の雨水貯留槽への再利用工事費 ⑤単独処理浄化槽・くみ取り便槽から合併処理浄化槽への転換に伴う宅内配管工事費	(1)下水道事業計画区域以外の区域 ①5人槽:45.4万円、7人槽:59.1万円 10人槽:84万円 ②12万円 ③9万円 ④9万円 ⑤30万円 (2)下水道事業計画区域内のうち下水道未整備区域 ①5人槽:19.4万円、7人槽:27.5万円 10人槽:40万円 ②4万円 ③3万円 ④3万円 ⑤10万円	https://www.city.ovabe.toyama.jp/kurashi/1002194/1002233/1002235.html	0766-67-1760
上下水道課	合併処理浄化槽改造資金利子補給金	特定金融機関から改造資金の貸付けを受けている者で、市税等に滞納がないもの	・利子補給利率の上限 3.0% ・融資対象借入限度額 200万円 ・期間 5年	https://www.city.ovabe.toyama.jp/kurashi/1002194/1002233/1002235.html	0766-67-1760
上下水道課	下水道水洗化促進助成金	下水道の供用開始から3年以内に、既存の建築物に排水設備工事を実施した者で、市税等に滞納がないもの	排水設備工事費の1/2(限度額5万円)	https://www.city.ovabe.toyama.jp/kurashi/1002194/1002217/1002219.html	0766-67-1760
上下水道課	下水道排水設備改造資金利子補給金	特定金融機関から改造資金の貸付けを受けている者で、市税等に滞納がないもの	・利子補給利率の上限 3.0% ・融資対象借入限度額 200万円 ・期間 5年	https://www.city.ovabe.toyama.jp/kurashi/1002194/1002217/1002219.html	0766-67-1760